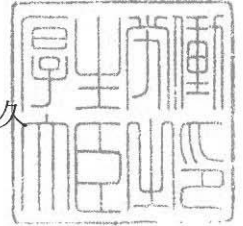


大

厚生労働省発食安1105第1号
平成26年11月5日

食品安全委員会
委員長 熊谷 進 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第10条及び同法第11条第1項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのない添加物として、以下に掲げるものについて、別紙を踏まえ、新たに定め、併せて、規格基準を設定すること。

1-メチルナフタレン



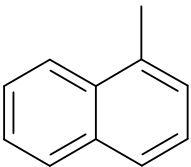
「1-メチルナフタレン」の添加物指定及び規格基準の設定に関する食品健康影響評価について

1. 経緯

厚生労働省では、平成14年7月の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会における了承事項に従い、①FAO/WHO合同食品添加物専門家会議（JECFA）で国際的に安全性評価が終了し、一定の範囲内で安全性が確認されており、かつ、②米国及びEU諸国等で使用が広く認められているものについては、企業等からの要請を待つことなく、指定に向けた検討を開始する方針を示している。

今般、この条件に該当する品目として、「1-メチルナフタレン」について評価資料がまとまったことから、食品添加物としての指定等の検討を開始するに当たり、食品安全基本法に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

2. 「1-メチルナフタレン」について

用途	香料
使用基準案	1-メチルナフタレンは、着香の目的以外に使用してはならない。
海外における使用状況	欧米では、冷凍乳製品類、肉製品、清涼飲料、ソフト・キャンデー類等の様々な加工食品において香りを再現し、風味を向上させるために添加されている。
成分概要	オリーブ油、ピーマン、パッションフルーツ（トケイソウ科の実）等に含まれている成分である。
構造式	 【名称】 1-メチルナフタレン 【CAS 番号】 90-12-0

3. 今後の方向

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において「1-メチルナフタレン」について、食品添加物としての指定の可否及び規格基準の設定について検討する。